

寄 附 行 為

財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会

財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人国際花と緑の博覧会記念協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市鶴見区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、平成 2 年に大阪・鶴見緑地において開催された国際花と緑の博覧会（以下「博覧会」という。）を永く記念するため国際花と緑の博覧会記念基金（以下「記念基金」という。）を設け、これを管理するとともに、自然と人間との共生をねらいとした博覧会の基本理念の継承、発展に関する事業を行い、もって潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博覧会に関する記念事業（次号に掲げる事業を除く。）
- (2) 博覧会を記念して行う、生命現象に関する学術的な研究に顕著な業績のあったものに対する国際的な賞による顕彰事業
- (3) 国際園芸博覧会に関する国際交流の推進
- (4) 博覧会に関する情報、資料の保管、陳列、提供等
- (5) 花と緑に係る基礎的研究体制等に関する調査研究及びこれに基づく建議
- (6) 前各号に掲げるもののほか博覧会の基本理念及び成果の普及啓発及び継承発展に資する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に関する業務の受託
- (8) 記念基金の管理

(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(業務方法書)

第5条 前条第1号、第2号及び第6号に掲げる事業については、業務方法書を作成し、理事会及び評議員会の議決を経て、農林水産大臣及び建設大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

4 普通財産は、運用財産及び次に掲げるものをもって充てる記念基金とする。

- (1) 設立当初の財産目録に記念基金として記載された財産
- (2) 記念基金とすることを指定して寄附又は交付された財産
- (3) 理事会において記念基金に繰り入れることを議決した財産

(会計の区分)

第8条 この法人は、基本財産に係る会計と普通財産に係る会計とを区分して経理するものとする。

2 普通財産については、記念基金に係る会計とその他の会計とを区分して経理するもの

とする。

(財産の管理)

第9条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産及び記念基金のうち現金は、郵便官署又は銀行への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 基本財産及び記念基金は、これらを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第14条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支

計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、当該事業年度終了後3箇月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、理事会の議決後2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第16条 この法人が資金の借入をしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣に届け出なければならない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第17条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
専務理事	1名
常務理事	1名
理事	8名以上10名以内（会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。）
監事	2名又は3名

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第19条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、その業務を分掌し、理事長及び専務理事に事故があるとき又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること。

(任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、解任することができる。この場合においては、理事会の議決及び評議員会の同意の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、理事長、専務理事及び常務理事には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第23条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の基本的運営事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、この法人の業務執行に関し、理事長の諮問に応ずる。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為で定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第27条 理事会は、第19条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的又は審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事会に出席できない理事が、前項の代理人に表決権を委任する場合は、その旨を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第33条 この法人に、評議員16名以上20名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第34条 この法人に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会に評議員会長を置き、評議員の互選により定める。
- 4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じてこの法人の業務の運営に関する重要な事項を審議し、又は意見を述べることができる。
- 5 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。
- 6 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 委員会

（委員会）

第35条 この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ理事会の議決を経て、委

員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 事 務 局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成4年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の評議員及び評議員会長は、第33条第2項及び第34条第3項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第33条第4項において準用する第20条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成7年12月13日から施行する。

設立発起人名簿

	氏 名	住 所
設立代表者	斎 藤 英四郎	東京都渋谷区広尾4丁目1番18-808号
設立発起人	佐 治 敬 三	兵庫県川西市寺畑2丁目14番6号
”	花 村 仁八郎	神奈川県鎌倉市長谷一丁目1番31号
”	河 合 良 一	東京都目黒区東が丘1丁目35番地6号
”	和 田 貞 次	東京都世田谷区北鳥山6丁目31番28号
”	宇 野 收	大阪府堺市浜寺昭和町1丁46番地
”	高 橋 進	神奈川県横浜市緑区いぶき野16番34号
”	後 藤 康 夫	東京都豊島区千早1丁目11番1号
”	中 川 和 雄	大阪市阿倍野区文の里3丁目16番7号
”	西 尾 正 也	大阪市東淀川区大道南1丁目17番7号
”	安部川 澄 夫	兵庫県西宮市美作町2番6号

以上11名